

# P T A 規約



練馬区立向山小学校

# 練馬区立向山小学校PTA規約

2023年3月7日改正

(名称)

第1条 本会は、練馬区立向山小学校保護者と教師の会と称し、呼称として練馬区立向山小学校PTAを用いる。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教師が協力して児童の幸福な成長を図る事を目的とする。

(活動)

第3条 本会は、目的の達成のため、学校教育を正しく理解したうえで、次の活動を行う。

1. 学校教育活動への協力
2. 学校、家庭、社会における児童の健全な育成を図る為の活動
3. 地域社会の教育環境の整備改善に資する活動
4. 会員相互の親睦を深め教養を高める活動
5. その他、必要と認められる活動

(運営)

第4条 本会の運営方針は、次のとおりとする。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体並びに機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏る事なく、営利的な行為は一切行わない。
3. 学校の人事その他の運営方針に干渉しない。

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 練馬区立向山小学校(以下、本校)に在籍する児童の保護者
2. 本校の教師のうち、校長、副校長、教諭、養護教諭

第6条 特別会員として、本校に勤務する栄養士、事務主事、委託員、講師等の都職員を、運営委員会で認める事ができる。

第7条 会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第8条 会員は、会費を納めるものとし、その金額は総会で決定する。

(会計)

第9条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入によってまかなう。

第10条 本会の経費の執行は、総会において決められた予算に基づいて行われ、その会計は監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終了する。

(役員)

第12条 本会の役員は、次の通りとする。ただし、総会において必要と認められた場合には、3、4、5を当該年度に限り増員することができる。

1. 会長1名
2. 会長補佐1名
3. 副会長 1～2名
4. 書記2名
5. 会計2名

第13条 本会の役員は、次のとおり選出する。

1. 会長は保護者より選出する
2. 会長補佐 1名、副会長 1名～2名、書記、会計は保護者よりそれぞれ2名、教師よりそれぞれ1名を選出する

第14条 役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して会務を総括する
2. 会長補佐は、会長に事故がある時はその職務を代行する
3. 書記は、総会および運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録し、その書類を保管する。また、連絡事務その他、本会の庶務を行う
4. 会計は、本会の本会の財産を管理し、一切の会計事務を処理する。  
また、総会において決算報告を行う

第15条 役員任期は、1年とする。ただし、重任、再任を妨げない。

第16条 役員に欠員が生じた場合は、会員の中から選出し、運営委員会で承認する。  
ただし、任期は先任者の任期の残存期間とする。

(会計監査委員)

第17条 会計監査委員は、保護者より2名、教師より1名を選出する。

第18条 会計監査委員は、本会の会計を監査し、監査結果を総会に報告する。

第19条 会計監査委員の任期は、1年とする。ただし、重任、再任を妨げない。

(総会)

第20条 総会は、全会員をもって構成される本会の最高議決機関である。

第21条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長がこれを招集する。ただし、2. 臨時総会については(1)～(3)のいずれかに該当した場合に限り、招集することができる。

1. 定期総会

(1) 年度初め

(2) 年度末

2. 臨時総会

(1) 運営委員会が必要と認めたとき

(2) 会員の10分の1以上の要求があったとき

(3) 役員会が必要と認めたとき

第22条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

第23条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。  
ただし、委任状を提出した場合、出席と見なす。

第24条 総会の決議は、出席者の過半数をもってこれを決する。

第25条 定期総会における審議・決定事項及び報告事項は次のとおりとする。

1. 年度初め総会
  - (1) 前年度収支決算、会計監査結果の報告、承認
  - (2) 新年度活動計画案の審議、承認
  - (3) 新年度予算案の審議、承認
  - (4) その他、重要事項の審議、承認
  - (5) 新年度役員(教師)の報告
  - (6) 新年度運営委員の報告
  - (7) その他、必要事項の報告
2. 年度末総会
  - (1) 次年度の役員及び会計監査委員(保護者側)の承認
  - (2) その他、重要事項の審議、承認
  - (3) 活動報告
  - (4) その年度における会計の中間報告
  - (5) その他、必要事項の報告

(役員会)

第26条 役員会は、役員、会計監査委員をもって構成する。

第27条 役員会は、会務の円滑な運営を図るため、次の事項を行う。

1. 総会に提出する議事内容の立案
2. 実行委員会に提出する議事内容の立案
3. 予算案の編成および決算案の作成
4. その他、重要事項の協議、調整

(役員・会計監査委員候補者選出委員会)

第28条 役員・会計監査委員候補者選出委員会(以下、選出委員会)は、委員長、副委員長、書記、及び委員で構成される。

第29条 選出委員会委員は、次のとおり選出する。

1. 1年から5年までの各学級より1名
2. 教師より3名、うち1名は副校長とする

第30条 選出委員会の委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。

第31条 選出委員会の職務は、次の通りとする。

1. 会員より次年度の役員及び会計監査委員の候補者(以下、候補者)の立候補および推薦を受け付け、候補者をそれぞれの定数だけ選出する。
2. 立候補および推薦がない場合は、会員より候補者をそれぞれの定数だけ選出する。
3. 保護者から選出した候補者を年度末総会までに全会員に周知する。
4. その他選出に関する事務処理を行う。

第32条 選出委員は、選出委員を辞任して役員・会計監査委員になる事、次年度の役員及び会計監査委員の候補者になることは出来ない。ただし、副校長を除く。

第33条 選出委員の任期は、1年とする。ただし、重任、再任を妨げない。

(運営委員会)

第34条 運営委員会は、役員、会計監査委員、実務委員会の委員長・副委員長、並びに校長、副校長をもって構成する。

第35条 運営委員会は、次の場合に会長がこれを招集する。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 運営委員の4分の1以上の要求があったとき

第36条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

第37条 運営委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもってこれを決する。

第38条 運営委員会における審議・決定事項及び報告事項は、次のとおりとする。

1. 実務委員会によって立案された事業計画の審議
2. 実務委員会の事業経過の報告
3. 予算の編成および収支決算の審議
4. 総会に提出する議事内容の立案
5. 本規約の実施に必要な細則の制定及び改廃
6. その他、重要事項の審議

第39条 運営委員会は、特別な目的を果たすために必要がある場合は、特別委員会を設けることができる。

(実務委員会)

第40条 本会に次の実務委員会を置く。

1. 施設設備委員会
2. 校外委員会
3. 第三地区委員会
4. 卒業対策委員会

第41条 施設設備委員会は、各学級の保護者より選出された施設設備委員、および担当の教師をもって組織し、ベルマーク収集など施設設備の充実に関わる活動にあたる。

第42条 校外委員会は、各地区子供会の保護者より選出された各地区代表の委員、および担当の教師をもって組織し、児童の校外生活の安全、健全育成、生活環境の整備、それに伴う地域活動に協力する。

第43条 第三地区委員会は、第三地区委員および担当の教師をもって組織し、練馬区青少年育成第三地区委員会とそれに伴う地域活動に協力する。

第44条 卒業対策委員会は、6年生の保護者および6年生の担任の教師をもって組織し、6年生の卒業に伴う活動にあたる。

第45条 実務委員の任期は、1年とする。また、重任、再任を妨げない。

(活動記録)

第46条 会員の役員、会計監査委員、選出委員、実務委員としての活動は、記録して保管する。記録は書記が担当し、これを統括する。

(事務所)

第47条 本会の事務所は、本校内に置く。

(改正)

第48条 本規約の改正は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって行う。

(個人情報の保護)

第49条 本会が第2条に規定する目的達成のため、PTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理について、個人情報取扱規程を別に定める。

(PTA サークル)

第50条 PTA サークルとは、向山小学校に通う児童の保護者を主体とした活動団体のことである。

第51条 本会は、PTA サークルの活動費の一部を会費から捻出し、各団体の代表者に支払う。

第52条 本会の PTA サークルに定められている全ての団体は、学校で催される行事の援助を積極的に行うことを課す。

第53条 やむなく休部となる場合は、12月末までに本会役員へ書面にて申し出を行う必要がある。代表者の捺印があれば、書式は問わない。1月以降の申し出となった場合は、翌年度の行事援助を課す。

第54条 各PTAサークル団体は、学校施設や備品を安全かつ大切に利用することを遵守する。また、活動中に施設や備品を破損した場合は速やかに学校施設管理者に報告し、求償等に応じる必要がある。上記が守られない場合は、本会より活動休止または廃部を強制する場合がある。発生事象によっては全団体の活動休止や廃部に及ぶ可能性がある。

付則 この規約の改正は2008年2月22日から施行する。

付則 この規約の一部改定(第21条)は、2011年6月3日から施行する。

付則 この規約の一部改定(第51条)は、2018年3月7日から施行する。

付則 この規約の一部改定(第40条、第46条～第52条)は、2018年6月9日から施行する。

付則 この規約の一部改定(第47条)は、2020年3月10日から施行する。

付則 この規約の一部改定(第29条)は、2022年3月16日から施行する。

付則 この規約の一部改定(第12条、第40条)、一部廃止(第41条、第42条、第49条、以降の規約を繰り上げ)、一部新設(第50条、第51条、第52条、第53条、第54条)は、2023年3月7日から施行する。

#### 履歴

昭和45年(1970年)	3月	19日	一部改正
昭和57年(1982年)	3月	9日	全面改正
平成5年(1993年)	3月	16日	全面改正
平成7年(1995年)	3月	14日	一部改正
平成8年(1996年)	3月	15日	一部改正
平成9年(1997年)	3月	10日	一部改正
平成16年(2004年)	2月	27日	一部改正
平成17年(2005年)	2月	25日	一部改正
平成18年(2006年)	4月	1日	一部改正
平成20年(2008年)	2月	22日	一部改正(構成変更含む)
平成23年(2011年)	6月	3日	一部改正
平成30年(2018年)	3月	7日	一部改正
平成30年(2018年)	6月	9日	一部改正
令和2年(2020年)	3月	10日	一部改正
令和4年(2022年)	3月	16日	一部改正
令和4年(2023年)	3月	7日	一部改正

# 練馬区立向山小学校 PTA 役員会

## 慶弔に関する内規

2023年3月7日改正

### (対応条項)

第1条 本内規は、練馬区立向山小学校PTA規約第14条、第49条などの実施に関し定めるものである。

### (慶事)

第2条 会員の以下の慶事に際し、祝い金を贈呈する。

1. 結婚(初婚に限る) 3,000円

### (弔事)

第3条 会員の以下の弔事に際し、以下のとおり香典を供え、電報を發する。

1. 教員 死亡 10,000円及び電報
2. 児童 死亡 10,000円及び電報
3. 会員(規約第5条に基づく) 死亡 5,000円及び電報
4. 教員の配偶者又は同居の家族 死亡 3,000円
5. 児童の同居の家族 死亡 3,000円
6. 主事 死亡 3,000円
7. 学校医 死亡 3,000円
8. 前校長 死亡 3,000円
9. 前校長の配偶者 死亡 電報
10. 歴代会長 死亡 5,000円

### (見舞い)

第4条 会員の入院、加療に際し、以下のとおり見舞金を支給する。

1. 児童の10日以上入院 2,000円
2. 教員の10日以上入院又は、1ヶ月以上の病気による休職 2,000円

(行事)

第5条 近隣町会など本会に関係の深い団体の行事に際しては、必要に応じ祝い金を贈呈する。金額は3,000円から5,000円を目安とする。

(その他)

第6条 上記に定めのない場合については、役員会で協議し、決定する。  
決定内容は運営委員会に報告する。

(改正)

第7条 本内規の改正は、役員会において、出席者の過半数の賛成をもって行う。

付則 この内規は2008年2月22日から施行する。

付則 この細則は2018年6月9日に一部改定(第1条、第5条)し、同日より施行する。

付則 この細則は2022年12月20日に一部廃止(第5条、以降の細則を繰り上げ)し同日より施行する。

## 役員・会計監査委員候補者選出委員会

### 役員・会計監査候補者選出に関する内規

2008年2月22日制定

#### (対応条項)

第1条 本内規は、練馬区立向山小学校PTA規約第31条の実施に関し定めるものである。

#### (活動への配慮)

第2条 本会の活動の継続性及び新規性の双方に配慮し、役員の半数程度が重任し、半数程度が新規となるよう、候補者を選定することが望ましい。

第3条 会長の交替期には、保護者の副会長のうち1名は重任、もしくは他役職からの変更とすることが望ましい。

#### (増員)

第4条 役員の当該年度限りの増員は、次の場合に検討する。

1. 役員が練馬区小学校PTA連合会の役員に就いた場合
2. 練馬区小学校PTA連合会地区幹事校にあたる場合
3. 周年行事年、及び周年行事準備年にあたる場合
4. その他、必要と認められる場合

第5条 役員の増員の可否については、役員会と協議することとする。

#### (改正)

第6条 本内規の改正は、役員・会計監査委員選出委員会において、出席者の過半数の賛成をもって行い、役員会の承認を得る。

付則 この内規は2008年2月22日から施行する。

# 練馬区立向山小学校PTA

## 総会運営に関する細則

2021年1月 14 日改正

(対応条項)

第1条 本細則は、練馬区立向山小学校PTA規約第20条から第25条の実施に関し定めるものである。

(招集)

第2条 定期総会の招集は、開催日の10日前までに、書面による開催案内をもって、会員全世帯に対し行う。臨時総会については、その議事内容に応じて必要な期間を設定し、最適な手段をもって開催案内を行う。

第3条 開催案内には、議事内容とそれぞれの議事の区分(審議決定、周知報告)を明記する。また、必要に応じ、議事資料を添付する。

第4条 開催案内を受け取った会員は、必ず出席の可否を議長に伝えなければならない。

第5条 自然災害や緊急事態宣言の発令などにより、開催が危ぶまれた場合、会長の判断により、紙面での開催や中止等を決定する。

(委任状)

第6条 やむを得ず総会を欠席する会員は、議決に関する委任状(以下、委任状)を議長に提出する。

第7条 委任状による議決の委任先は、全会員から任意に指定することができる。委任先が指定されていない場合は、議長に委任されたものと見なす。

(進行)

第8条 総会の進行は、議長の指名した役員が行う。

第9条 役員、委員会などの活動報告は、配付資料に記載するものとし、口頭での報告は必要最小限に留める。

(議決)

第10条 議長は議決権を持たない。ただし、議決に際し、賛否が同数となった場合、議長がこれを決する。

(改正)

第11条 本細則の改正は、運営委員会において、出席者の過半数の賛成をもって行い、結果を総会に報告する。

付則 この細則は 2008 年 2 月 22 日から施行する。

付則 この細則は2021年1月 14 日に一部改定(第 5 条)し、同日より施行する。

# 練馬区立向山小学校 P T A

## 活動記録に関する細則

2023年3月7日改正

(対応条項)

第1条 本細則は、練馬区立向山小学校 P T A 規約第48条及び第49条の実施に関し定めるものである。

(活動記録)

第2条 記録の対象となる活動は、次の年間を通じた活動とする。

1. 役員
2. 会計監査委員
3. 選出委員
4. 実務委員
5. その他役員会で特に認めた活動

(記録の単位)

第3条 記録は、保護者世帯ごとに活動ポイントとして行う。

(算定式)

第4条 活動ポイントは、次の式により算定する。

算定式：(活動ポイント) = (単年度ポイントの累計)

(活動ポイントの有効期限)

第5条 活動ポイントの有効期限は、児童が在学中に限るものとし、児童が本校を卒業した時点で、活動ポイントは0となる。

ただし、児童の兄弟姉妹が同年度の本校に在籍している場合は、上の児童が卒業後も在籍する児童へポイントを引き継ぐことが出来る。

(ポイント数)

第6条 単年度のポイント数は次のとおりとする。ただし、転校等により交代する場合は後任者にポイントを移行する。

1. 役員： 4ポイント
2. 会計監査委員： 4ポイント
3. 選出委員長： 3ポイント
4. 選出副委員長： 2ポイント
5. 選出委員： 1ポイント
6. 実務委員長： 3ポイント
7. 実務副委員長： 2ポイント
8. 実務委員： 1ポイント
9. その他役員会で特に認めた活動： 1ポイント又は2ポイント

(ポイントの記録)

第7条 記録は、書記が行い、保管する。

世帯ごとの集計は、年度末に書記が実施し、年度初めに会員保護者に伝達する。

(役員・委員の選出)

第11条 全会員の活動への参加を期すため、役員、委員の選出にあたっては、活動ポイントが少ない世帯の保護者を優先し、全会員が少なくとも1ポイントを保持できるよう配慮する。

(改正)

第12条 本細則の改正は、運営委員会において、出席者の過半数の賛成をもって行い、結果を総会に報告する。

付則 この細則は2008年2月22日から施行する。

付則 この細則は、2008年2月22日時点の在校生の保護者の過去の活動についても遡って適用する。ただし、遡及は2002年度までとする。

付則 この細則は2008年5月9日から施行する。

付則 この細則は2011年1月22日から施行する。

付則 この細則は、2013年1月12日に改正し、2013年4月1日から施行する。

付則 この細則は、2014年1月11日に改正し、2014年4月1日から施行する。

付則 この細則は 2018 年 6 月 9 日に一部改定（第 1 条）し、同日より施行する。

付則 この細則は 2020 年 3 月 10 日に一部改定（第 4 条～第 1 2 条）し、同日より施行する。

付則 この細則は 2022 年 12 月 1 日に一部変更 第 7 条、一部廃止し、  
（第 8 条～第 1 0 条以降の細則を繰り上げ） 2022 年 12 月 1 日より施行する。

# 練馬区立向山小学校PTA

## 個人情報の取扱いに関する細則

2022年3月16日改正

(対応条項)

第1条 本細則は、練馬区立向山小学校PTA(以下、「本会」という。)規約第52条の実施に関し定めるものである。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努める。

(守秘義務)

第3条 本会の活動に従事する者または従事していた者は、その活動において知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(細則の周知)

第4条 本会は、この細則を総会資料または配布等により、少なくとも毎年1回は会員に周知する。

(個人情報の取得)

第5条 本会は、会長または役員が「練馬区立向山小学校PTA加入届」や、「PTAにおける児童の個人情報ならびに肖像権の取り扱いについて」を、会員または会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得する。

第6条 本会が会員から取得する個人情報は、児童および保護者の氏名、学年、学級、住所、電話番号、メールアドレス、兄弟姉妹関係の他、各種名簿の作成に必要な事項で本会の運営委員会で決定した事項とする。ただし取得にあたっては本人が同意する事項とする。

第7条 要配慮個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

(同意の取り消し)

第8条 会員は、本会に対して個人情報の取得に同意した場合であっても、その後に個別または全ての項目について同意を取消することができる。

第9条 前項の申し出があった場合、本会は遅滞なく該当する個人情報を削除または破棄しなければならない。ただし、既に会員に配布している名簿等については、当該個人情報の使用を禁止する旨を会員に周知することでこれに替えるものとする。

(個人情報の利用)

第10条 本会が保有する個人情報は、本会規約第2条の活動目的を達成するため、第3条の活動を行うにあたり、つぎの項目に沿った利用を行う。

1. 会員名簿、委員会名簿をはじめとする各種名簿の作成
2. 会議および事業の開催、会報誌等の送付
3. 会費の集金および管理
4. ポイント表の作成
5. 年間お手伝い一覧表の作成
6. その他、総会または運営委員会において認められた項目

第11条 本会は、前項6号により新たに認められた項目については、速やかにその利用目的を会員に周知または公表しなくてはならない。また、その利用目的が継続する場合は、遅滞なく前項に定めることとする。

第12条 本会および会員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、本会規約第2条の活動目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱ってはならない。

(個人情報の提供等)

第13条 本会および会員は、つぎに掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上、児童の健全な育成の推進のために必要な場合
4. 国、東京都、練馬区またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
5. 役員に関するもので、国、東京都、練馬区、PTA連合会またはこれらに準じる公共目的の団体または学校等が、PTAに関する事業または事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
6. 本会の事業等を実施する委託事業者に提供する場合
7. その他、本会規約第3条の活動を行うために必要で、総会または運営委員会で認めた場合

第14条 本会が個人情報を第三者に提供した場合は、つぎの項目について記録を作成し保管しなければならない。ただし、提供先が国、東京都、練馬区の場合はこの限りではない。

1. 第三者の氏名、住所、電話番号等
2. 提供した個人情報の項目および件数
3. 提供した理由
4. 提供することに対し対象者の同意を得ている旨
5. その他特に必要があると認めた項目

第15条 本会が個人情報を第三者から提供を受ける場合は、つぎの項目について確認を行わなければならない。

1. 第三者の氏名、住所、電話番号等
2. 提供を受ける個人情報の項目および件数
3. 第三者が個人情報を取得した経緯
4. 提供を受けることについて対象者の同意を得ている旨
5. その他特に必要があると認めた項目

(個人情報の管理)

第16条 本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

第17条 本会から配布を受けた各種名簿は、個々の会員が適正に管理する。

(個人情報の安全管理措置等)

第18条 本会は、取扱う個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講ずる。

第19条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく削除する。

(その他)

第20条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(細則の改正)

第21条 この細則を改正するときは、総会にて決定を行う。

付則 この細則は2018年3月7日から施行する。

付則 この細則は2018年6月9日に一部改定(第1条)し、同日より施行する。

付則 この細則は2022年3月16日に一部改定(第5条)し、同日より施行する。